

⑦繰延税金資産 (法人税等調整額)	・企業が、自身の会社分類を会計基準等にしがたい適切に判断していることを確かめる。 ・税効果の計算表を閲覧し、一時差異等が適切にスケジューリングされていること、一時差異等加減算前課税所得が適切な根拠をもって計算されていることを確かめる ・上記の一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期事業計画を入手し、取締役会において正式にオーソライズ（承認）されていることを確かめる ・上記の、一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期事業計画について、経営者等の実現可能性の見解やその根拠を質問するとともに、今後の販売計画、生産計画、店舗等の出店計画を含む投資計画、採用計画等との整合性とその実現可能性を確かめる ・上記の、一時差異等加減算前課税所得の計算のもととなる、今後の中長期事業計画について、経営者の意思に深く関係するタックスプランニング（※5）については、経営者の意思を確かめるための経営者確認書を入手する
------------------------------	--

- (※1) **売掛金の年齢調べ**とは、いつ当該得意先に対する売掛金（売上高）が計上されたか、当該売掛金の当初入金予定日はいつだったか、当初入金予定日から期末日までに何日経過しているのか、を調査するものです。年齢調べによって、当初入金予定日を過ぎている売掛金、期末日までに相当期間経過している売掛金は、回収可能性が低下していると考えられます。
- (※2) **商品の年齢調べ**とは、いつ商品を仕入れて、期末日までに何日販売されずに在庫として計上されているかを調査するものです。また、**未成工事支出金の年齢調べ**とは、いつ工事に着工し、期末日までに何日経過しているのかを調査するものです。これらの年齢調べによって、棚卸資産が今後販売できる可能性があるのか、工事がストップしていて売上が計上されない可能性はないのかといった情報が得られる可能性があります。
- (※3) 不動産鑑定士やのれんの評価の専門家は、会計及び監査以外の専門家ですので、これらの専門家を監査人が利用する場合には【監基報】620「専門家の業務の利用」に沿った検討も必要になります。
- (※4) これらの資産のグルーピングが妥当かどうかの検討も必要です。
- (※5) 例えば、含み益のある不動産を売却することで課税所得を捻出するといったものです。

㊦ワンポイントアドバイス！

- ・「確認」という手続と区別するために、確かめるという文脈では「確認する」ではなく、「把握する」、「検証する」といった語句を使用するようにしてください。
- ・実証手続を問う問題のなかでも特に「評価の妥当性」を問う問題は頻出論点です。**「評価の妥当性」＝「会計上の見積り」の論点**です。本問を通じて頑張ってマスターしましょう！
- ・上記の会計上の見積りについては、【図表 3'】及び「改正監基報 540『会計上の見積りの監査』の概要」も参考にしてください。
- ・財務会計論の知識をフルに活用してください。これから財務会計論で会計上の見積りに関する問題が出題された場合には必ず監査論の会計上の見積りと関連付けて理解するように努めてください。本来どのような仕訳が必要で、もし適切に会計上の見積りが行われなければどのような仕訳が行われないか、ということを考えてみてください。それが「虚偽表示」です。
- ・また、ご自身が企業の経理担当者であれば、どのように会計上の見積りを行うか（あるいは、もっと発展させて会計上の見積りを行った結果を会計監査人である監査法人にどう説明するか）を考えてみましょう。
- ・さらにそのうえで、ご自身が監査法人の担当者であったとして、企業が行った会計上の見積りの合理性をどのようにして確かめるのか、企業の見積り方法に沿った検討の流れを考えてみましょう。そうすれば、論文式試験に怖いものなしです！